

平成26年11月19日  
都市経営戦略会議 資料  
文化振興課

# (仮称)文化基金の創設について

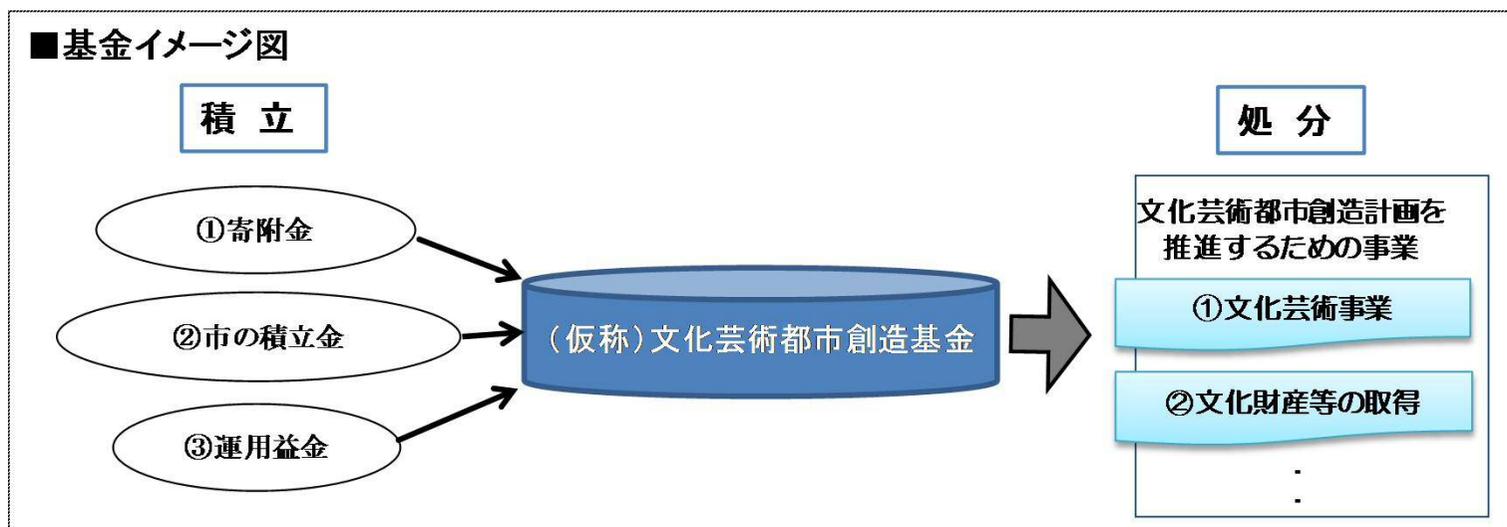
# 1 設置目的

文化芸術都市の創造に向け、  
市民や企業からの寄附金等と市の積立金の受け皿となる基金を設置し、  
市民等と行政が一体となって  
文化芸術都市創造の取組を安定的かつ継続的に進める。



## 2 制度概要

- (1) 名称 さいたま市文化芸術都市創造基金
- (2) 積立 ①寄附金 ②市の積立金 ③運用益金
- (3) 処分 「文化芸術都市創造計画」を推進するための事業に充当  
①文化芸術事業 ②文化財産等取得 など



- (4) 設置方式 「文化芸術都市創造基金条例」を新規制定し、設置

(内容)

- ①本則において、「文化芸術都市創造基金」の設置、管理、処分等に関する事項を規定
- ②改正附則により文化財産等取得基金条例を廃止
- ③経過措置として、文化財産等取得基金に属する現金等を「文化芸術都市創造基金」に編入

※文化財産等取得基金残高：約3億1500万円（平成25年度末）

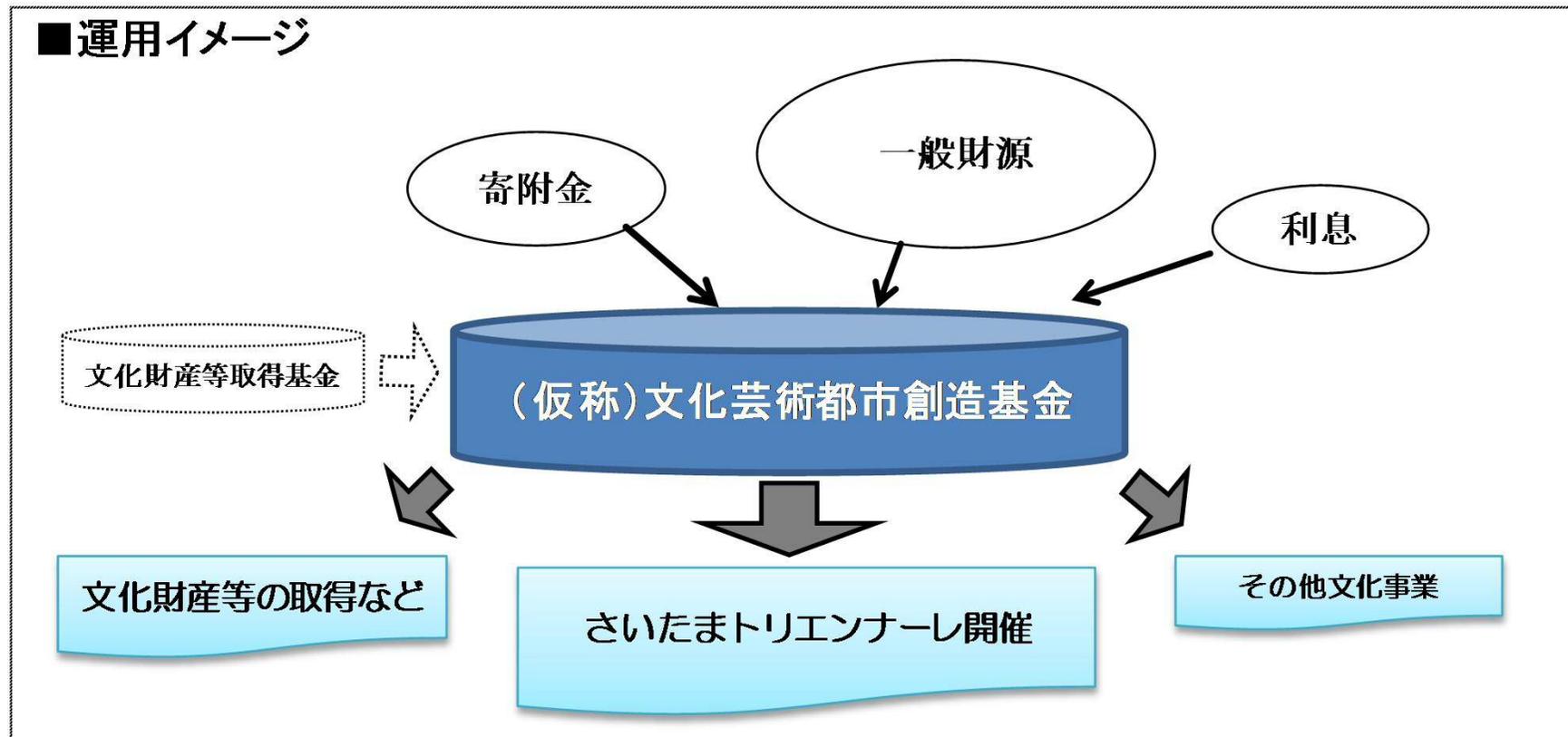
### 3 当面の運用

当面は、特に以下の事業に必要な財源を確保する目的で運用・処分を行う。

#### (1)「さいたまトリエンナーレ」の開催

※文化芸術都市創造計画の重点プログラム

#### (2)美術品等文化財産等の取得



## 4 設置に向けたスケジュール

